「農林漁業保険審査会 議事録]

日時:平成19年6月28日(木)

場所:農林水産省 技術会議委員室

村上保険課長

定刻には少し早いですが皆様お揃いでございますので、ただいまから、農林漁業保険審査会を開会いたします。

私、経営局保険課長の村上でございます。

本日は、この度、任命されました本審査会委員による初めての会合でございますので、会長が決まるまでの間、暫時、私が司会を務めさせていただきます。

まず、本審査会の定数は20名でありますが、現在16名の委員に御出席をいただいておりますので、農林漁業保険審査会令第3条第1項の規定により、本審査会が成立していることを御報告申し上げます。

開会に当たりまして、農林水産大臣の御挨拶を高橋経営局長の方からから申し 上げます。

高橋経営局長

おはようございます。経営局長の高橋です。本来でありますならば、大臣がここに参りまして御挨拶差し上げるところでございましたが、公務の関係でございまして、やむを得ず欠席いたしております。代わりに私の方で挨拶をお預りしてまいりましたのでご紹介させていただきたいと思います。

農林漁業保険審査会が開催されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては、委員就任を快くお引き受けいただき、また、本日は御多用中のところ御参集いただき、厚く御礼申し上げます。

農政におきましては、本年4月から、品目横断的経営安定対策の導入、米政策 改革推進対策の見直し、農地・水・環境保全向上対策の導入という三本の柱から なる政策改革を一体的に実施しているところですが、更に、「21世紀新農政2 007」を決定し、食と農に関する新たな国家戦略の確立、国内農業の体質強化、 国民の視点に立った食料政策の展開、資源環境対策の推進、農山漁村の活性化の 5つをポイントとして、施策を推進していくこととしております。これらの取組 に当たっては、国土が狭い、山がちであるといった条件に甘んじることなく、「攻 めの農政」を合い言葉に、農業の現場の基本に立ち帰って競争力の強化に取り組 み、農業の未来に明るい展望を開いていきたいと考えております。

また、林業については、新たな「森林・林業基本計画」に基づき、森林・林業の再生を図ることとし、特に本年2月からは、「美しい森林づくり推進国民運動」に取り組んでいるところであります。水産業につきましても、本年3月に閣議決定されました「水産基本計画」に基づき、水産物の安定供給とともに、力強い水産業と豊かで活力ある漁業の確立を目指して具体的な施策を推進してまいります。

農林水産業は、自然に密着した形で営まれることから、気象等自然の影響を非常に受けやすい産業であり、自然災害に見舞われることが多い我が国においては、 災害対策が施策として極めて重要であると考えております。

振り返れば昨年も集中豪雨、台風の上陸、更には低気圧による暴風雨に見舞われました。本年に入りましても、能登半島沖での地震など、多くの自然災害に見舞われています。

自然災害による損失を保険の仕組みによって合理的に補てんする農業・林業・ 漁船及び漁業の災害補償制度は、農林漁業者の経営の維持・安定を図るために中 心的な役割を果たすものであります。

委員の皆様方におかれましては、こうした災害補償制度の適正かつ円滑な運営 について、今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

結びに、皆様方の今後ますますの御健勝、御活躍を祈念いたしまして、私の挨拶といたします。平成十九年六月二十八日、農林水産大臣赤城徳彦代読。今日はよろしくお願いします。

村上保険課長

それではここで、委員の方々の御紹介を申し上げます。保険監理官の右隣から順次御紹介申し上げます。

全国農業改良普及支援協会主任研究員の安倍澄子委員でございます。

日本農業新聞社論説委員の須田勇治委員でございます。

東京大学大学院法学政治学研究科教授の山下友信委員でございます。

全国森林組合連合会代表理事副会長の岩川尚美委員でございます。

日本林業経営者協会副会長の合原眞知子委員でございます。

日本損害保険協会常務理事の吉田浩二委員でございます。

農林漁業金融公庫理事の福浦久雄委員でございます。

東京農業大学地域環境科学部森林総合科学科教授の箕輪光博委員でございます。 元青森県漁船保険組合参事の櫻庭義光委員でございます。

國學院大学大学院法務研究科教授の中曽根玲子委員でございます。

弁護士の村上誠委員でございます。

元道南漁船保険組合専務理事の小澤修委員でございます。

鹿児島県漁協女性部連合会会長の宇都鈴江委員でございます。

東京海洋大学海洋科学部海洋政策文化学科教授の馬場治委員でございます。

北海道大学大学院水産科学研究科教授の廣吉勝治委員でございます。

水産大学校准教授の三木奈都子委員でございます。

御出席の方々は以上でございますが、岐阜県獣医師会会長の近藤信雄委員、京都大学大学院農学研究科教授の新山陽子委員、兵庫県漁協女性部連合会会長の森武美委員、全国漁業協同組合連合会代表理事専務の宮原邦之委員。この4名につきましては、本日、諸事情により御欠席でございます。

次に、資料の確認をさせていただきます。お手元の会議資料の中の「配布資料

一覧」のとおりでございますので、不足する資料がございましたら、お申し出を いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

村上保険課長

それでは、議事に入りたいと思います。

はじめに、農林漁業保険審査会令第2条第1項の規定によりまして、本審査会の会長を皆様の互選によりお決めいただくことになっております。どなたか御推薦をしていただければ幸いと思いますが、よろしくお願いいたします。

委員

事務局の方から、どなたか適任だと考える委員を提案して頂けないでしょうか。

(異議なしの声)

村上保険課長

それでは、大変僭越でございますが、提案させていただきます。大変ご苦労の 多いお役目かと存じますけれども、保険法、商法の第一人者でございます山下委 員に会長をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手・異議なしの声)

村上保険課長

ありがとうございます。それでは、会長には山下委員をお願いするということでよろしいですか。

(異議なしの声)

互選の結果、山下委員が会長に選任されました。それでは、山下会長、御挨拶と 今後の議事の進行をよろしくお願いいたします。

山下会長

只今、農林漁業保険審査会会長に選任されました山下でございます。この分野、何分浅学ではございますが、精一杯勤めをさせていただきたいと思います。どうか御審議に御協力の程よろしくお願い申し上げる次第です。

本審査会は、農業災害補償法の規定により設置されておりますが、農業共済再保険、森林保険、漁船再保険及び漁業共済保険に係る事項について、政府を相手として訴えが提起された場合に、申立審査を行うこととされています。

これらの事業は、自然災害等による農林漁業者の被る損害を補償対象としており、地震保険などと同様、いずれも、地域あるいは年度ごとに被害の変動が大きいことから、政府が保険や再保険を行っているところです。

この政府が行っております保険や再保険に係る事項につきまして、相手方、すなわち、被保険者や保険団体の訴えがあった場合、政府から支払われる保険金等が滞り、農林漁業者に対する補償に支障が生じるおそれがあります。この審査会におきまして、こうした場合には、直ちに問題を整理・審査し、保険金等が速やかに支払われるように対応する必要があります。

いずれの事業に係る案件につきましても、専門的な事項となりますので、4つの部会を設け、個々の案件を、それぞれ、農業共済再保険部会、森林保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の中で審査いただき、その審査結果を総会に報告していただき、決定するということにしたいと思っております。

本日は、改選された委員による最初の会議でありますので、農林漁業保険審査会令第4条第2項及び第3項に基づきまして、各部会に所属していただく委員の指名及び部会長の互選を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議が、円滑に進み処理されますよう委員各位の御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

山下会長

それでは、ただいまから私の方で議事を進行させていただきたいと思います。 はじめに本審査会につきまして、一点ばかりお諮りしたいと思います。農林漁業 保険審査会運営規程第4条に基づき、本審査会の会議自体は非公開にいたしたい と思いますが、本日、お配りいたしました資料及び議事の概要につきましては、 事務局が責任をもって農林水産省のホームページに公表するということとしたい と考えております。また、極力情報を公開していくという視点に立ちまして、こ の会議の議事録についても、発言者の名前を伏して同様に公表することとしたい と考えておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。 引き続きまして、平成17年9月に農林漁業保険審査会令が改正され、それに 伴い、事務的に農林漁業保険審査会運営規程を改正する必要があるということで すので、事務局から運営規程の改正案についての説明をお願いします。

村上保険課長

それでは、私の方から説明させて頂きたいと思います。お手元の資料4をご覧下さい。農林漁業保険審査会運営規程の第8条でございます。これは、議事録の担当課を記載してございますが、省内の組織改編によりまして、課の名前が変わっていることに伴う変更でございます。森林保険部会の担当課が「林野庁森林整備部『森林保全課』」から『研究・保全課』に変更いたします。それから、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の担当課が「水産庁漁政部『漁業保険課』」から『漁業保険管理官』に変更となります。修正点は以上でございます。

山下会長

ただいま説明のありました農林漁業保険審査会運営規程の一部改正案について、 御意見、御質問がございましたらお願いたします。

(異議なしの声)

異議がないようでしたら、当改正案についての審議を終了させていただき、改 正案のとおり定めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認め、改正案のとおりに定めることといたします。

山下会長

次に農林漁業保険審査会には、農林漁業保険審査会運営規程第5条第1項の規定に基づき、森林保険部会、農業共済再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会を置き、所掌事務を分掌することとなっておりますので、農林漁業保険審査会令第4条第2項に基づき、これより私の方から各部会に所属していただく委員の御指名をさせていただきます。

まずは、農業共済再保険部会ですが、安倍澄子委員、須田勇治委員、近藤信雄 委員、新山陽子委員、それから私、山下の5名でございます。

続いて、森林保険部会ですが、岩川尚美委員、合原眞知子委員、吉田浩二委員、 福浦久雄委員、箕輪光博委員の5名でございます。

次に、漁船再保険部会ですが、櫻庭義光委員、中曽根玲子委員、村上誠委員、 森武美委員、小澤修委員の5名でございます。

最後に、漁業共済保険部会ですが、宇都鈴江委員、馬場治委員、廣吉勝治委員、 宮原邦之委員、三木奈都子委員の5名でございます。

村上保険課長

ただいま、山下会長より御指名いただきました各部会ごとの所属委員名簿を、 事務局の方から配布させていただきます。

【事務局より農林漁業保険審査会部会所属委員名簿を配付】

山下会長

それでは引き続きまして農林漁業保険審査会令第4条第3項の規定に基づきまして、各部会ごとに部会の議事をとりまとめていただく部会長の互選をしていただきたいと思います。

各部会ごとに、農業共済再保険部会については須田委員、森林保険部会については吉田委員、漁船再保険部会については村上委員、漁業共済保険部会については廣吉委員のところにお集まりいただき、御相談いただきたいと思います。決まりましたところで、事務局でお聞きすることにいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【 各部会にて相談 】

山下会長

各部会の部会長が選出されましたようですので、事務局から御報告をお願いします。

村上保険課長

各部会の互選結果の連絡をいただきましたので、御報告をさせていただきます。 農業共済再保険部会長に山下委員。森林保険部会長に箕輪委員。漁船再保険部 会長に中曽根委員。漁業共済保険部会長に廣吉委員。以上の方々が各部会長に選 任されました。

山下会長

ただいま事務局から御報告申し上げましたとおり、部会長が決定されましたので、よろしくお願いいたします。

山下会長

本日の議題の最後の「その他」ということでございますが、特に何かございますでしょうか。

村上保険課長

まず、委員の先生方には、快く委員就任につきまして了解いただきましたこと を改めてお礼申し上げます。

政府に対する訴えに関する事前審査については、過去に審議された例はなく、 実態として2年に1度の総会のみの開催となるかもしれませんが、仮に政府に対 する訴えが提起された際には、農林漁業者への共済金等の支払を早急に行うため、 速やかに本審査会を開催して、審議を行っていただく必要があります。

こうしたことから、各事業に関する御理解を深めていただくため、各事業の実施状況や各事業を巡る情勢につきまして、適宜、情報提供や意見交換を行う等の対応を取らさせていただくつもりでおりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

山下会長

ほかに、何かございますでしょうか。

(特に意見なしの声)

それでは以上をもちまして、本日の議事につきましては、すべて済んだこととなりますが、委員の皆様には、お集まりいただいた折角の機会でもございますので、ここで各制度の概要等につきまして事務局から説明をしていただきたいと思います。

まず、農業災害補償制度につきまして、村上保険課長、お願いします。

村上保険課長

【農業災害補償制度説明及びトピック等について説明】

山下会長

続きまして、森林国営保険制度につきまして、笹岡研究・保全課長、お願いいたしします。

笹岡研究・保全課長

【森林国営保険制度説明及びトピック等について説明】

山下会長

続きまして、漁船損害等補償制度と漁業災害補償制度につきまして、長谷漁業保険管理官、お願いします。

長谷漁業保険管理官

【漁船損害等補償制度説明及びトピック等について説明】

【漁業災害補償制度説明及びトピック等について説明】

山下会長

今、事務局から説明があった事につき、何か御質問などございますか。

山下会長

特段質問が無いようですので、それでは、これをもちまして本日の審査会の議事を終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

以上